

平成 24 年 8 月 17 日

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課 御中

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に係る政令・省令・告示案の意見募集に対する意見について

去る 7 月 20 日付で意見募集がありました標記の件について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

以 上

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に係る政令・省令・告示案の意見募集に対する意見

項番	該当箇所	意見
1	V-2.	認定経営革新等支援機関は、主務省令で定める軽微な変更を除いて、届出事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出ることとされているが、「経営革新等支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者又は当該業務を行う者」が軽微な変更の対象から除外されており、統括責任者等の変更に際しては、人事異動発令前に届出をしなければならないように読める。統括責任者等の変更を書面により発令前に届け出ることできないことから、統括責任者等が実際に当該業務を行うまでに届出を行うことで差し支えないか確認したい。
2	X-3.(3)①ハ	「国は、経営革新等支援業務を行う者が申請する際に必要となる書類の簡素化に努めること」とあるが、申請に係る手続き全般について最大限簡素化に努めていただきたい。
3	X-3.(3)①ホ X-3.(3)①へ	認定経営革新等支援機関が国に対し、認定経営革新等支援業務の実施状況等を報告することとされているが、報告の内容、頻度等が支援機関にとって過度に負担とならぬよう簡素化していただきたい。
4	X-3.(3)②ロ	認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施にあたって、合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること」とあるが、「合理的な理由」について、例示していただきたい（例えば、金融機関の場合、「取引がないケース」は合理的な理由に含まれるのか等）。
5	その他	認定経営革新等支援機関、あるいはその下部組織が経営革新等支援業務を行う場合、当該支援に係る費用の実費や手数料を収受することは可能か確認したい。
6	その他	経営革新等支援機関が支援機関として認定を受ける前に実施していた経営革新等支援業務の取扱いはどうなるのかについて明示していただきたい（例えば、認定以前に中小企業に対して経営革新等支援業務を実施し、その後はモニタリングを通じて継続支援を行っている場合、当該中小企業は信用保証協会の保証料の引下げ措置の対象となるのか等）。